

いちき串木野市GX産業団地研究事業業務委託業務仕様書

■ 委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

1. 件名

いちき串木野市GX産業団地研究事業業務

2. 目的

いちき串木野市（以下、「本市」という。）では、洋上風力発電をはじめとする脱炭素エネルギーの導入・活用に向けた取り組みが進む中、これらエネルギーを最大限に活かしたGX（グリーントランスフォーメーション）産業団地の整備を将来的な目標として掲げている。

GX産業団地の整備にあたっては、データセンターの集積やフィジカルAIを活用した次世代型製造・研究施設の誘致など、最先端分野にわたる高度な専門的知見が求められるため、本業務では、外部の専門的知見を活用しながら、GX産業団地の基本的なコンセプト・産業集積の方向性等について、本市及び関係者による共通認識を形成し、次年度以降に本市が策定する基本構想の骨子として取りまとめることを目的とする。

なお、本業務における調査・分析、国等への申請書類の作成は本市が主体となって実施することとし、受託者はこれらに対して専門的知見に基づく助言を行うものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 受託者が行う業務

（1）GX戦略へのアドバイザリー

本市が実施するGX産業団地に係る各種検討及び本市が作成する資料・申請書類等に対し、専門的知見に基づく助言を提供する。助言は、本市からの照会に基づき、提示資料に対する書面でのコメント、アドバイザリー会議を月1回以上（オンライン可）開催し、意見交換を行うものとする。

（ア）目的・目標設定の確認及びアドバイス

本市が設定するGX産業団地の目的及び目標について、GXに関する国内外の動向や先進事例等を踏まえ、その妥当性や方向性を確認し、必要に応じて改善に向けたアドバイスをを行う。

（イ）現状・課題認識の確認及びアドバイス

本市が整理する現状（産業構造、企業立地動向、インフラ整備状況、再生可能エネルギーの導入状況等）並びに課題・障壁について、その内容を確認し、分析の深度や視点、課題設定の実効性・優先度に関するアドバイスをを行う。なお、現状分析及び課題整理に必要な資料の収集・作成は本市が行うものとする。

（ウ）国等への申請書類及び関係法令手続に関するアドバイス

本市が作成する国等への申請書類（交付金・支援制度等に係るもの）について、記載すべき観点、構成、審査上の留意点等に関するアドバイスを行う。ただし、申請書類及び申請図書の作成並びに関係機関との協議は本市が行うものとし、受託者はこれを代行しない。

（２）G X産業団地事業の事前準備支援

（ア）研究会の運営支援

G X産業団地の検討を進めるにあたり、行政、企業、有識者等の関係者が情報共有や意見交換を行う場として、本市が研究会を設置する。受託者は、本業務期間中に開催する研究会を２回以上開催し、次の運営支援を行う。

- ・ 検討資料及び次第の作成
- ・ 当日の進行補助及び論点整理
- ・ 議事概要の作成

※ 構成員への開催通知の発出、日程調整及び会場の確保は本市が行う。

※ 構成員の想定：本市関係課（産業立地課、都市建設課等）、電力事業者、地域新電力会社等の直接関わりのある実務者。

（イ）次年度以降の推進体制（協議会）に関する整理

研究会及びワークショップにおける議論を踏まえ、次年度以降にG X産業団地の推進を本格化させるための協議会について、目的・役割・構成員（案）・運営ルール（案）及び当面のスケジュール（案）を整理し、（３）の成果物に位置づける。なお、参加予定者との個別調整及び合意形成は本市が行うものとする。

（ウ）事業構想具現化ワークショップの実施

G X産業団地のコンセプトや産業集積の方向性等を具体化するため、研究会の中で、ワークショップを１回以上開催する。本ワークショップは、関係者の認識合わせを行う作業型の会合として位置づける。

受託者は、討議用資料の作成、当日の進行（ファシリテーション）及び討議結果の取りまとめを行い、その結果を（３）の成果物に反映する。

（３）成果物の作成

（１）から（２）までの助言、研究会及びワークショップにおける議論の結果を取りまとめ、「G X産業団地基本構想（骨子案）」として作成し、業務完了後速やかに提出する。

本成果物は、次年度以降に本市が策定する基本構想及び協議会設置における基礎資料として活用できるよう、要点を簡潔に示した構成とする。

[様式・分量] PowerPoint 形式・10 ページ程度

[構成（案）]

- ・ ① 背景・目的
- ・ ② 現状と課題の整理
- ・ ③ G X産業団地のコンセプト
- ・ ④ 産業集積の方向性（想定する業種・機能）

- ・⑤ 立地・ゾーニングのイメージ（概念図）
- ・⑥ 事業推進の枠組み（協議会（案）を含む）
- ・⑦ 次年度以降の検討課題及びスケジュール（案）

あわせて、研究会及びワークショップの議事概要を作成する。

5. その他

- （１）仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受託者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。
- （２）受託者の責めに帰すべき事由により業務を継続することが適当でないと認めるときは、市は委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受託者が賠償するとともに取り消した場合、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。
- （３）受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- （４）本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は本市に帰属する。
- （５）本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ本市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- （６）本業務の実施に際し、企業等との間で発生したトラブルについては受託者が責任をもって対応するものとする。
- （７）本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （８）受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、本市の検査を受けなければならない。

6. 成果物

- （１）GX産業団地基本構想（骨子案）（PowerPoint形式・10ページ程度）50部
上記の電子データ一式
- （２）研究会及びワークショップの議事概要（電子データ）
- （３）その他市が必要と認めるもの一式

※ 電子データについては、PDF 及び Word・PowerPoint 等修正できる拡張子とする。

9. 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市役所 串木野庁舎 2 階

いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係

T E L : 0996-33-5650（担当：武田・白石）／F A X : 0996-32-3124